

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第7号
事故等種類	わかめ養殖施設損傷
発生日時	平成25年12月3日 01時15分ごろ
発生場所	宮城県石巻市鮎川港西方沖 石巻市所在の陸前網地港西防波堤灯台から真方位052° 1.4海里付近 (概位 北緯38° 17.5′ 東経141° 29.0′)
事故等調査の経過	平成26年2月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八末広丸、731トン
船舶番号、船舶所有者等	134668、船越産業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 養殖いかだ及びロープが破損
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、船長及び一等航海士が船橋当直に就き、宮城県牡鹿半島と石巻市網地島間の水路（以下「本件水路」という。）を石巻市石巻港に向けて北西進中、船長が、牡鹿半島側に設置されたわかめ養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）の灯浮標の灯光を対岸にある網地島側に設置された養殖施設の灯浮標の灯光と思い、本件養殖施設の灯浮標の灯光を左舷側に見て陸側を航行していたところ、平成25年12月3日01時15分ごろ、本件養殖施設に進入し、同施設を損傷した。 船長は、本事故の発生を海上保安庁に通報し、本船は、石巻港港外の錨泊地に錨泊した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、ふだん、本件水路を航行する際、本件養殖施設の灯浮標の灯光を右舷側に、網地島側に設置された養殖施設の灯浮標の灯光を左舷側にそれぞれ見て航行していた。 網地島側に設置された養殖施設は、本事故当時、灯浮標が点灯していた。 船長は、レーダー及び目視で網地島側に設置された養殖施設の灯浮標の灯光を探したが、灯光を確認することができなかった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、鮎川港西方沖の本件水路を北西進中、船長が、網地島側に設置された養殖施設の灯浮標の灯光を確認することができず、本件養殖施設の灯浮標の灯光を網地島側に設置された養殖施設の灯浮標の灯光と思い込み、本件養殖施設の灯浮標の牡鹿半島側を航行したことから、本件養殖施設に進入し、本件養殖施設を損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、鮎川港西方沖の本件水路を北西進中、船長が、網地島側に設置された養殖施設の灯浮標の灯光を確認することができず、本件養殖施設の灯浮標の灯光を網地島側に設置された養殖施設の灯浮標の灯光と思い込み、本件養殖施設の灯浮標の牡鹿半島側を航行したため、本件養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた海域であっても、レーダー等により、船位の確認を適切に行うこと。